

忠岡町保育士応援給付金よくあるご質問

令和6年3月16日現在

1	忠岡町保育士応援給付金とはどのようなものですか	保育士等の確保及び離職防止を目的とした個人に対する給付金です。町内の民間こども園で新たに勤務を開始し保育業務に従事する方に対し2年間で最大25万円給付するものです。
2	実施期間はいつまでですか	令和6年1月1日から令和7年12月31日迄の2年間に採用された方が対象となります。上記期間内に申請のあった対象者には要件に当てはまる限り最後まで支給します。
3	対象者の要件は何ですか	次の条件をすべて満たす方です。 ○令和5年12月1日から12月31日迄の間に町内の民間施設と直接雇用関係がなかった者で、令和6年1月1日以降に町内の民間施設で新たに勤務を開始し、保育業務に従事するもの（管理職業務は対象外） ○1か月につき120時間以上の勤務を要する者として雇用（正規・非正規問いません）されており、当該認定こども園を適用事業所とする社会保険の被保険者である者 ○町内の民間施設で新たに勤務を開始した日から引き続き6箇月以上勤務する者
4	資格は要件はありますか	保育士資格、幼稚園教諭免許のどちらか一方を取得していることが要件です。
5	公立こども園の保育士等は対象になりますか	対象外です
6	副園長や主任保育士は対象となりますか	管理職業務にあたる方は対象外です
7	派遣職員は対象ですか	対象外です
8	非正規職員は対象となりますか	No.3の要件を満たした方であれば正規・非正規問わず対象となります

忠岡町保育士応援給付金よくあるご質問

9	R6.1.1以降に非正規職員として要件を満たさない契約で採用されました。その後に要件を満たす条件に契約内容を変更した場合は対象となりますか	対象となります。要件を満たす勤務が開始された日から対象期間となります。
10	R6.1.1以降正規職員で新規採用されたのち、非正規職員となった場合は対象となりますか	雇用形態が変更となっても要件を満たしているのであれば引き続き対象となります。
11	R6.1.1以降に採用後に休職した場合はどうなりますか	<p>休職中でも在籍はしているので支給対象となります。（※ただし、継続勤務期間が6か月未満で退職する等、要件を満たさない場合は対象外。） この場合、最大金額での給付では無くなりますのでご注意ください。</p> <p>例 R6.4.1 R7.4.1 R8.3.31</p> <p>※上記例の場合、給付対象期間は18か月となり、総額15万円の支給となります。</p>
12	同法人内で他市から町内の民間こども園に異動となり忠岡町での勤務が初めての場合は対象となりますか。	町内の民間施設で勤務を開始した日から対象となります。
13	同法人内で町内の民間こども園から他市に異動となりました。この場合継続して対象となりますか。	継続となりません。忠岡町内のこども園で勤務していた期間までが対象となります。
14	申し込みに必要な書類を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ①忠岡町保育士応援給付金交付申請書兼請求書 ②保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し ③在職証明書（※勤務施設からの証明が必要です。）
15	給付金はどのようにして振り込まれますか。	ご本人の指定口座へ町から直接振込となります。
16	課税対象となりますか。	雑所得に該当するため課税対象となります。確定申告又は住民税の申告が必要です。